

令和3年度 発達障害者等相談支援従事者育成研修（3日間研修）実施要領

1 目的

発達障害児（者）あるいは発達障害が疑われる者とその家族が、地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域で相談対応ができるようになることが必要不可欠である。

本研修では、発達障害を含めた種々の相談を受ける窓口で業務を担う方を対象に発達障害の特性を学び、発達障害に関する適切な相談対応を行うことのできる人材を広く育成することを目的として実施する。

2 対象

相談支援事業所職員、就労支援機関職員、保育士、介護支援専門員、区市町母子保健担当、要保護児童・保育担当、高齢者福祉担当、障害者福祉担当職員で、相談業務を担当している者または業務の一環として相談を担う場合がある者。

初めて3日間研修を受講される方を優先とし、過去に同研修を受講された方、今年度の上級研修を申込みされた方は対象外とする。

3 内容

別紙のとおり

4 定員（ 間隔を空けて席を確保 ）

I・II・IIIとも 45名

5 主催

石川県発達障害支援センター

6 参加料

無料

7 申込について

申込先：石川県発達障害支援センター

申込方法：参加申込書に必要事項を記入の上、6月18日（金）までにFAXまたはメールにて送付してください。

FAX番号：076-254-5533

メールアドレス：hattatsu@pref.ishikawa.lg.jp

注：受講決定通知書の発行はありません。

定員を超えた場合は主催者側で調整させていただきます。

なお、受講については3日間研修I・II・III全ての講座の受講を原則とします。

8 その他

新型コロナウイルス感染症の地域への感染状況によっては、日程を変更する可能性がある。